

(別紙) 構成態様の主張一覧表 (本件意匠 1)

	原告主張				被告主張			
	本件意匠 1		被告土囊		本件意匠 1		被告土囊	
基本的構成態様	1A	全体が略立方体形状であること	1a	全体が略立方体形状であること	1A'	全体が略立方体形状であること	1a'	全体が略立方体形状であること
	1B	外側面を網状体とし、底面を布状体とする袋体であること	1b	外側面を網状体とし、底面を布状体とする袋体であること	1B'	外側面を網状体とし、底面を布状体とする袋体であること	1b'	外側面を網状体とし、底面を布状体とする袋体であること
	1C	正面の左右両側辺に沿って、網状体の外側に位置する吊りベルトを備えること	1c	正面の左右両側辺に沿って、網状体の外側に位置する吊りベルトを備えること	1C'	正面の左右両側辺に沿って、網状体の外側に位置する吊りベルトを備えること	1c'	正面の左右両側辺に沿って、網状体の外側に位置する吊りベルトを備えること
	1D	吊りベルトで被覆された部分を除き、正面全体及び左右両側面の正面側約半分の領域に草が生えていること	1d	吊りベルトで被覆された部分を除き、正面全体及び左右両側面の正面側約半分の領域に草が生えていること	1D'	吊りベルトで被覆された部分を除き、正面全体及び左右両側面の正面側約半分の領域に草が配置されていること	1d'	(需要者への販売時に草は生えていない)
具体的構成態様	1E	正面の縦及び横の長さは約 1 : 1 の比率であること	1e	正面の縦及び横の長さは約 1 : 1 の比率であること	1E'	正面の縦及び横の長さは約 1 : 1 の比率であること	1e'	正面の縦及び横の長さは約 1 : 1 の比率であること
	1F	正面及び左右両側面は、各面が外側にやや膨らんだ湾曲面であること	1f	正面及び左右両側面は、各面が外側にやや膨らんだ湾曲面であること	1F'	正面及び左右両側面は、各面が外側にやや膨らんだ湾曲面であること	1f'	正面及び左右両側面は、各面が外側にやや膨らんだ湾曲面であること
	1G	網状体の目合いは正方形の格子形状であること	1g	網状体の目合いは縦長の長方形の格子形状であること	1G'	網状体の目合いは正方形の格子形状であること	1g'	網状体の目合いは縦長の長方形の格子形状であること
	1H	正面の左右両側辺の吊りベルトは、少なくとも底面及び上面の周縁部まで延在していること	1h	正面の左右両側辺の吊りベルトは、少なくとも底面及び上面の周縁部まで延在していること	1H'	正面の左右両側辺の吊りベルトは底面及び上面の周縁部まで延在していること	1h'	正面の左右両側辺の吊りベルトは、少なくとも底面及び上面の周縁部まで延在していること
	1i	草は、網状体の目合いから外側上方に向かって生えていること	1i	草は、網状体の目合いから外側上方に向かって生えているが、植物の生長具合に応じて草の自重により草の先端が垂れ下がる場合もあること	1i'	草は、少なくとも、最も小さな大きさと、最も小さなものより僅かに大きな中くらいの大きさと、中くらいの大きさとより僅かに大きな最も大きい大きさの 3 種類の大きさを有しており、最上位に位置する草は最も小さな大きさを有しており、草は、網状体の目合いから外側斜め上方に向かって配置されており、正面左半分の草は、正面中央上下方向に対して左側に約 30 度傾いており、正面右半分の草は、正面中央上下方向に対して右側に約 30 度傾いており、左側面の草は、上下方向に対して正面側に約 30 度傾いており、右側面の草は、上下方向に対して正面側に約 30 度傾いていること	1i'	(需要者への販売時に草は生えていない)
	1j	草は、網状体の目合い縦 2 マス×横 2 マスに 1 本程度の密度で生えていること	1j	草の生える密度には個体差があること	1j'	草は、網状体の目合い縦 2 マス×横 2 マスに 1 本の密度で配置されていること	1j'	(需要者への販売時に草は生えていない)
	1k	草は先端のとがった細長い形状であり、網状体の目合い 1 マスの大きさの約 2～3 倍程度の長さであること	1k	ほとんどの草は先端のとがった細長い形状であるが、草の形状に個体差や生長差があること	1k'	草は、笹の葉を模した細長い形状であり、網状体の目合い 1 マスの大きさの約 2～3 倍程度の長さであること	1k'	(需要者への販売時に草は生えていない)